DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

外国投資資本口座の開設ガイド
通達38/2026/TT-NHNNに基づく

2026年8月18日から施行

根拠：通達38/2026/TT-NHNN（通達06/2019/TT-NHNNに代わるもの）

www.dedica-law.com · david@dedica-law.com · 039 969 0012

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

背景

2026年8月18日から、直接投資資本口座の名称が変更され、適用範囲が拡大

2026年8月18日、ベトナム国家銀行の通達第38/2026/TT-NHNN号が正式に施行され、ベトナムへの外国直接投資活動に関する外国為替管理についての通達第06/2019/TT-NHNN号に代わります（第18条第1項、第2項）。注目すべき点の一つは、国家銀行がこれまでに発出した各通達で用いられていた「直接投資資本口座」および「外国直接投資資本口座」という用語が、「ベトナムにおける外国投資資本口座」に統一されたことです（第18条第5項）。あわせて、通達の規律範囲が拡大され、ベトナム国際金融センターからベトナムのその他の地域への投資活動も含まれます（第1条第1項）。これらの変更により、外国投資家および外資系企業は、特にベトナムで経済組織を設立するための出資取引を行う前に、投資資本口座の開設・使用手続を見直し、更新する必要があります。

法的根拠： 通達38/2026/TT-NHNN 第1条、第18条

適用対象

投資資本口座の開設が義務付けられるのは誰か

1. 外国投資を受ける経済組織

- 外国投資家、構成企業が投資法の規定に従って設立した経済組織;
- 外国投資家、構成企業が定款資本の50%超を保有する外資系経済組織;
- 外国投資家が設立したPPPプロジェクト企業。

2. BCC契約に参加する外国投資家、構成企業

3. PPPプロジェクト企業を設立せずにPPPプロジェクトを直接実施する外国投資家

4. 石油・ガス分野の外国投資家

ベトナム国または政府の名において外国の契約当事者と締結した石油・ガス契約、石油・ガス合意文書における外国投資家である請負者。

法的根拠： 通達38/2026/TT-NHNN 第6条

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

口座開設の原則

各投資家はいくつの口座を、どこに開設できるか

口座開設義務の対象者は、**同一の1行**の認可銀行において、外貨建て投資資本口座**1口座**および/またはベトナムドン建て投資資本口座**1口座**を開設できます。
複数の外貨で出資する場合は、同じ認可銀行において、各外貨ごとに別個の口座を**1口座**追加で開設できます。

複数のBCC契約、石油・ガス契約または複数のPPPプロジェクトを実施する場合、外国投資家、構成企業は、契約ごと、PPPプロジェクトごとに**別個の**投資資本口座を開設しなければなりません。

注意：

複数のPPPプロジェクトまたはBCC契約を実施する企業は、資金の流れを管理しやすくするため、一つの口座を共用する傾向があります。しかし、このやり方は通達の規定に適合しません。企業は契約ごと、プロジェクトごとに別個の口座を開設して使用しなければならないためです。また、送金の都度、企業は銀行の要求に従い、送金額と送金目的を明記する必要があります。

法的根拠： 第7条第1項、第2項、第14条第2項、通達38/2026/TT-NHNN

特別なケース

IRC取得前に企業を設立した場合：口座は開設できるが、用途は限定される

外国投資家が投資登録証明書（IRC）の発給・変更手続を行う**前に**経済組織を設立した場合でも、その経済組織は、1行の認可銀行に外貨建て投資資本口座1口座および/またはベトナムドン建て口座1口座を開設できますが、当該口座は**次の目的に**のみ使用できます。(i) 定款資本および口座残高に係る利息の受領、(ii) ベトナムでの投資準備活動に係る適法な費用の支払、(iii) IRCが発給・変更されない場合の投資家への出資金返還。
IRCが発給・変更された後は、経済組織は他の外貨の口座を追加で開設でき、すでに開設した口座を通達第8条、第9条に定めるすべての収支取引に使用できます。

注意：

この仕組みにより、投資家は投資登録証明書（IRC）の発給を待つ間に、資金を主体的に準備し、企業に必要な一部の手続を行うことができます。ただし、口座の使用範囲は厳しく制限されており、銀行は認められる三つの目的に該当しない送金指示を拒否します。関連するリスク、特に90日間の出資期限についてさらに理解するため、投資家はDEDICAの記事「ERCを先に申請した場合、資本口座をまだ開設できない」（“Xin ERC trước, chưa mở được tài khoản vốn”）を参照できます。

法的根拠： 第5条第3項、第7条、通達38/2026/TT-NHNN

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

手続の流れ

認可銀行で投資資本口座を開設する5つのステップ

ステップ	業務内容	根拠
1	**開設する口座の確定：** 組織は、同一の銀行に外貨建て口座1口座（出資に用いる外貨ごとに1口座）および/またはVND建て口座1口座を開設できます。企業はIRC取得前に口座を開設できますが、この段階では、資金の受領、投資準備費用の支払および出資金の返還にのみ使用できます。	第6条；第7条第1項、第3項、通達38/2026/TT-NHNN
2	**申請書類の準備・提出：** 企業は、通達17/2024/TT-NHNN第12条の規定に基づく書類をすべて準備します（詳細は次ページ参照）。書類が整ったら、企業はすべての書類を認可銀行に提出します。 外国で発行された書類は、領事認証および翻訳が必要です（権限ある機関から要求がある場合）。	第12条；第15条第1項、通達17/2024/TT-NHNN（通達25/2025/TT-NHNNにより改正）
3	**銀行による確認・検証：** 銀行は適法性を確認し、書類を照合し、顧客情報を検証します。法定代表者は、書類および生体認証の照合のため、銀行に直接出向かなければなりません。	通達17/2024 第15条第2項b号（通達25/2025第5条第1項により改正）
4	**口座開設・利用契約の締結：** 書類が揃っていて有効な場合、銀行は決済口座の開設・利用契約の内容を提示し、企業が署名します。書類が不足しているか一致しない場合、銀行は補足・完備を求めるか、理由を示して拒否します。	第13条；通達17/2024 第15条第3項a号、b号
5	**口座の開設と書類の補足：** 上記の手順が完了すると、銀行は口座を開設し、口座番号、口座名義（ERCに記載の企業名を含む）および利用開始日を通知します。IRC、ERCが発給または変更された後、企業はこれらの書類を銀行に補足提出しなければなりません。	通達17/2024 第15条第4項；通達38/2026 第15条第3項

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

書類チェックリスト

投資資本口座の開設時に準備する書類

No.	書類	要件	根拠
1	決済口座の開設・利用契約	銀行所定の様式。銀行が書類の完備・有効性を確認した後に署名	通達17/2024 第12条1.a号、第13条
2	ERC、IRC、会社定款、出資・株式取得の条件充足通知、専門分野の許可証、PPP・BCC・石油ガス契約（該当する場合）	原本、認証謄本、または原本を添えた写し；書類が発給・変更・補足された場合、企業は銀行へ補足提出する責任を負う	2022年マネーロンダリング防止法（改正・補足）第12条 第1項b号；通達38/2026 第4条1.、第15条第3項
3	取締役（社長）、会計責任者の任命決定書（該当する場合）	原本または認証謄本を提出	2022年マネーロンダリング防止法（改正・補足）第12条第1項b号
4	法定代表者、会計責任者または会計担当者の身分証明書類；組織の法定代理人、委任代理人（該当する場合）および実質的支配者に関する書類・データ	銀行の照合用に認証謄本または原本を提供。法定代表者は生体認証の照合のため銀行に直接出向く必要がある	通達17/2024 第12条第2項、第3項；第15条第2項（通達25/2025により改正）；2022年マネーロンダリング防止法（改正・補足）第12条第1項b号
5	各銀行が個別に求める追加書類	銀行は顧客に通知し、具体的に案内しなければならない	通達17/2024 第12条5.

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

口座の変更・閉鎖

投資資本口座はいつ変更・閉鎖しなければならないか

口座開設銀行の変更

投資資本口座の開設銀行を変更する場合、企業は次の順序で行わなければなりません：

1. 別の認可銀行に新しい投資資本口座を開設する；
2. 旧投資資本口座の残高をすべて新口座へ移す；
3. 旧投資資本口座を閉鎖する。

注意：新口座は、上記の手順が完了した後にのみ収支取引を行うことができます。

次の場合は口座を閉鎖しなければならない

株式・出資持分を保有する外国投資家がいなくなった場合；IRCが発給・変更されず、出資金を返還した場合；解散、破産、事業の終了；プロジェクトの譲渡により当初登録の法人が変更される場合；譲渡後に外国投資家の持株比率が50%以下に低下した場合；または企業が上場公開会社となる、もしくは証券取引の登録を行った場合。

法的根拠： 第7条第4項、第5項、通達38/2026/TT-NHNN

口座閉鎖後、株式・出資持分を引き続き保有する外国投資家は、外国間接投資の外国為替管理に関する規定に従い、間接投資口座を通じて関連する収支取引を行います。

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

法的リスク

投資資本口座の開設・閉鎖・使用の誤り：最大1億ドンの過料

行政罰の水準

政令340/2025/NĐ-CP第27条第4項d号によれば、外国からベトナムへの投資を行うためにベトナムで口座を開設・閉鎖・使用することに関する法令を遵守しない行為は、個人に対し3,000万ドン以上5,000万ドン以下の過料が科されます。同政令第5条第3項a号により、組織に対する過料額は個人に対する額の2倍であり、組織の場合は6,000万ドン以上1億ドン以下となります。

企業が違反しやすい場面

実務上、企業が特に注意すべき違反しやすい場面は、典型的には次のとおりです。(i) 投資資本口座を通さず、現金で出資すること（通達38/2026/TT-NHNN第4条第4項に反する）；(ii) 契約ごと、プロジェクトごとに別個の口座を開設せず、複数のBCC契約またはPPPプロジェクトの取引に一つの口座を共用すること（通達38/2026/TT-NHNN第7条第2項に反する）；(iii) 持分譲渡後に外国投資家の持株比率が50%以下に低下したにもかかわらず、投資資本口座を閉鎖しないこと（通達38/2026/TT-NHNN第7条第5項b号に反する）。上記の行為は、前述の水準の行政罰を企業が受けることにつながるおそれがあります。したがって企業は、出資状況と口座管理を随時見直し、投資資本口座の開設・使用・変更・閉鎖が関連法令に十分に適合しているようにする必要があります。

お問い合わせ

DEDICAの弁護士と法律専門家のチームが、いつでもサポートいたします。今すぐご連絡いただければ、専門的な法律相談とサービスをご提供します。

企業・投資
刑事・犯罪

継続的法律顧問
M&A（合併・買収）

紛争解決
商標・著作権

住所

ホーチミン市 スアンホア区 ハイバーチュン通り171番地 A&Tビル11階

電話

+84 39 969 0012

メール

david@dedica-law.com

ウェブ

www.dedica-law.com

今すぐお電話いただくか、メッセージを残してご相談ください。